

新 旧 対 照 表

第 4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 1 条の 5 《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係 （震災特例法第11条の 5 第 2 項の規定と第 3 項の規定との関係） 11の 5－2 ・ ・ ・ ・ ・、平成23年12月14日から平成33年 3 月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社が行う東日本大震災からの復興のための事業の用に供するためにこれらの者のうちいずれかの者によって行われるものに該当するときは、・ ・ ・ ・ ・。 第 1 1 条の 6 《被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例》関係 （居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用） 11の 6－1 ・ ・ ・ ・ ・、同条第 1 項の規定により読み替えられた措置法第31条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、<u>第35条第 1 項（同条第 3 項の規定により適用する場合を除く。）</u>、第36条の 2 《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、・ ・ ・ ・ ・。 （注） ・ ・ ・ ・ ・。	第 1 1 条の 5 《被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係 （震災特例法第11条の 5 第 2 項の規定と第 3 項の規定との関係） 11の 5－2 ・ ・ ・ ・ ・、平成23年12月14日から平成28年 3 月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社によって行われるものに該当するときは、・ ・ ・ ・ ・。 第 1 1 条の 6 《被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例》関係 （居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用） 11の 6－1 ・ ・ ・ ・ ・、同条第 1 項の規定により読み替えられた措置法第31条の 3 《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、<u>第35条</u>、第36条の 2 《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、・ ・ ・ ・ ・。 （注） ・ ・ ・ ・ ・。

改正後	改正前
第 12 条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （建物等と一体的に事業の用に供される附属施設） 12－1 「被災区域」とは、<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいい、この「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうことに留意する。したがって、例えば、滅失等をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失等をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</u> （注）「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」は、<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。</u>	第 12 条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」の意義） 12－1 「被災区域」とは、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいい、<u>この場合における「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、東日本大震災により損壊をした建物又は構築物につき、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる場合又は相当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場合の当該建物又は構築物に係る損壊をいうことに留意する。</u> <u>また、「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下「滅失等」という。）をした建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいい、例えば、滅失等をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失等をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。</u> （注）「当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」は、<u>滅失等をしたものであるかどうかは問わないことに留意する。</u>